

# 新しくはじまる 鶏の経済能力検定事業

養 鶏 試 験 場

毎年、養鶏試験場で民間種鶏家から依頼された種鶏の産卵能力集合検定をおこなっていますが、その検定方法は、当検定開始以来実に 20 有余年間殆ど改められていません。この間に養鶏界は非常な進歩を遂げ、種鶏改良の業績もみるべきものがありますが、これらの産卵能力の集合検定におけるすばらしい成績に比べて、一般養鶏家が実際飼育する鶏の産卵能力が平行して向上しているかどうかは非常に疑問であります。これには産卵能力集合検定と一般に販売されているひなの間の関連性が少な過ぎるという考え方もでてきます。産卵能力集合検定が、各々ふ化場の価人的な繁殖の成果を試めすということに限定されているとすればそれでもよいでしょうが、集合検定成績が一般養鶏家で初生ひなを購入する場合の目安とされるとしたら大きな問題があるわけです。

そこで産卵能力検定成績が、そのふ化場の販売する初生ひなの素質を代表するものであり、また経済的にも価値のあるものであるとの裏付けになるような検定が必要になって参りました。

この点については、養鶏界でもすでに以前から経済能力検定の必要性を叫ばれる人もあったわけですが、それが実施されないまま今日に至っています。

他府県においても、昭和 32 年度から宮城県で実施され、次いで山梨県、千葉県などでその方法等には若干違った点がありますが実施されています。本県は、全国的にみて養鶏生産高は非常に高く、なかでも、初生雛の生産羽数は大きく、その実際の経済性を検定することは大きな意義があり、いよいよ昭和 36 年度から実施することになったわけであります。

これの実施方法、要領等については、本県ではもちろん新規事業でもありますから諸外国の検定方式や、前記他府県の実施方法、学識経験者等の意見を参考にして、次のような検定要領を作成しました。

なお、経済能力の検定実施に伴い、「岡山県畜産関係試験場業務管理規則」は一部改正を要しますので現在その手続中です。

## 鶏の経済能力検定実施要領の概略

### 1、検定出品者の資格

初生ひなを販売する目的でふ化業を営む者（したがって種鶏のみ飼育してふ化業をしていない、いわゆる種鶏家は出品ができない）

### 2、検定を受ける種卵またはひなの資格

- (1) 県のおこなう、ひな白痢検定に、合格したもののから生産されたもの。
- (2) 県のおこなう、種鶏品種認定基準に合格したもののから生産されたもの。但し特に必要がある場合は、この限りではない。

### 3、種卵又は初生ひなの抜き取り

- (1) 抜き取り個（羽）数  
種卵の場合は 1 件につき 160 個、初生ひなの場合はめすひな 40 羽とする。

- (2) 抜き取り方法

県吏員 2 名以上により現地（申請ふ化場）で種卵の場合は 1500 個、初生ひなの場合は 500 羽以上の内から無作為的に抜き取り、養鶏試験場へ輸送後ふ化する。（初生ひなの場合は餌付）

### 4、検定羽数

餌付羽数 40 羽で、以後淘汰はおこなわない。但し、特別の事由により検定を中止する場合を除く。

### 5、管理方法

- (1) 依頼者毎に区分して管理する。
- (2) 中雛（50 日令）までバスケットブルーダーで飼育し以後、平飼式飼育とする。
- (3) 飼料は養鶏試験場で検討し、指定したものを使用する。

## 岡山畜産便り 1961.05

### 6、検定方法

- (1) 鶏及び生産物からの収入は群ごとに計算して加算する。
  - (ア) 生産卵売却による収入、(市場価値により県内一般養鶏家庭先売価格を基準とする。)
  - (イ) 検定終了鶏売却による収入(食鶏価格として時価で算定する。)
- (2) 初生びな価格及び飼料費その他飼養上必要な経費は、群ごとに支出として計算し加算する。
  - (ア) 初生びな価格  
検定依頼者の附す等級価格による。
  - (イ) 飼料費  
検定に使用した実際飼料費とする。
  - (ウ) 諸経費  
光熱費、衛生費等は実費を計算する。但し、人件費は見積りの対象としない。
- (3) 成長発育、産卵及び遺伝的要素、経済的に関係あるその他の事項は、すべて記録する。
  - (ア) 体重の測定  
餌付時体重、成鶏組替時体重、検定終了時体重
  - (イ) 産卵調査  
各群を一単位として集計し価体別産卵記録はおこなわない。
  - (ウ) 卵重量  
各群を一単位として秤量する。
  - (エ) その他生存率等

### 7、検定期間

餌付日から 500 日間、但し都合により多少延長又は短縮することがある。

### 8、衛生疾病対策

- (1) コクシジウム症、鶏痘寄生虫その他カンニバリズム等必要と認められる予防、治療、駆除は適宜実施する。
- (2) 特別に必要と認める他は、検定期間中ひな白痢検査(凝集反応)はおこなわない。

### 9、検定中止

検定を受けているひな、又は鶏が疾病もしくは

事故などの事由により検定の続行が適当でないと認められた場合は、検定を中止することがある。

### 10、費用の区分

検定のため抜き取った種卵又は初生びなは県の所有とする。

種卵又は初生びなの搬入に要する費用は申請者が負担しその他に要する経費はすべて県で負担する。

### 11、公表

検定終了後その成績を公表する。但し必要に応じ中間成績を発表する。

以上が経済能力検定の実施要領ですが、本年度は 10 件の種卵の抜き取りをおこなって、4 月 16 日当場のふ卵器に入卵し 5 月 9 日検定開始(餌付)の予定です。

従来からおこなっている産卵能力集合検定は、昭和 35 年度分(本年 10 月 16 日検定終了予定)までは 20 室の鶏舎 2 棟計 40 室を使って実施してきましたが、この経済能力検定実施に伴い、予算的な面や施設の関係で、本年 11 月から実施する集合検定は従来の半分、すなわち 20 件にする予定にしています。また、前記のように経済検定は育成施設が必要となってきますので、本年度予算で鉄骨式育成舎を 1 棟増築する計画であります。なお、この事業の実際運営には何分にもはじめての事業でもあり、今後いろいろ検討を加えてこの成果を有意義なものにして行きたいと考えておりますので皆さんからの御助言、御協力をお願いします。